附則第六条第一項第二十九号を次のように改める。

二十九　地域の資源を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

附則第六条第一項に次の三号を加える。

三十　国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十一　国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十二　急激な原油価格の高騰に対応するため緊急に実施する対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

附則第六条第二項を削り、同条第三項中「次の各号によつて算定した額」を「一般社団法人又は一般財団法人で口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づく基金を設置するものに対する貸付けの財源に充てるため平成二十二年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めたものに係る当該年度の利子支払額（附則第四条第二項において特別交付税の算定の基礎となつたものを除く。）に〇・八を乗じて得た額」に改め、「の合算額」を削り、同項第一号及び第二号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「〇・二」を「〇・五」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「〇・二」を「〇・五」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　平成二十五年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下「退職手当支給総額」という。）が、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第二条の規定により平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間に退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

附則第七条第一項各号列記以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、「次の各号によつて算定した額」を「水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額」に改め、「の合算額」を削り、同項第一号及び第二号並びに同条第二項を削り、同条第三項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項各号列記以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、「算定した額」の下に「（第四号、第二十八号、第二十九号、第三十一号及び第三十二号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）」を加え、同項第二号中「〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を」を「〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を」に改め、同項第四号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同項第六号中「平成二十四年十月一日」を「平成二十五年十月一日」に改め、同項第九号中「二、四〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同項第十二号イ中「七九二円」を「七六三円」に改め、同項第十六号中「一一九、〇〇〇円」を「一一六、〇〇〇円」に、「八三、八〇〇円」を「八三、〇〇〇円」に改め、同項第二十二号を削り、同項第二十三号中「附則第六条第一項第二十二号」を「附則第六条第一項第二十一号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十四号中「附則第六条第一項第二十三号」を「附則第六条第一項第二十二号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十五号中「経費及び」の下に「ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項第二十六号を同項第二十五号とし、同項第二十七号中「附則第六条第一項第二十五号」を「附則第六条第一項第二十四号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十八号中「附則第六条第一項第二十六号」を「附則第六条第一項第二十五号」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十九号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同号を同項第二十八号とし、同項第三十号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同号を同項第二十九号とし、同項第三十一号を削り、同項第三十二号中「四七九、七八四円」を「四七九、〇六一円」に改め、同号を同項第三十号とし、同号の次に次の六号を加える。

三十一　附則第六条第一項第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十二　附則第六条第一項第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十三　附則第六条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

三十四　附則第六条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

三十五　附則第六条第一項第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十六　戸籍又は除かれた戸籍の副本（電磁的記録に限る。）を電気通信回線を通じて管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局の使用に係る電子計算機に送信する事務の実施に伴い市町村の戸籍情報システムの改修等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

附則第七条第六項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項各号列記以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、「算定した額」の下に「とし、附則第六条第六項中「震災復興特別交付税の額」とあるのは、「震災復興特別交付税の額並びに特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第百二号）による改正前の特別交付税に関する省令第三条第一号、第五条第一号イ、附則第五条第一項及び第二項、附則第七条第一項から第三項まで、附則第九条並びに附則第十一条の規定により算定した額の合算額」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項を同条第八項とする。